

○国立大学法人埼玉大学国際交流会館規則

〔平成16年4月1日〕
規則第90号

改正	平成18. 4. 1	18規則90	平成18. 6. 8	18規則113
	平成18.11. 9	18規則132	平成20. 3. 1	19規則97
	平成20.10.23	20規則105	平成21. 3.26	21規則10
	平成21. 6.26	21規則30	平成24. 9.28	24規則34
	平成24.11.30	24規則51	平成27. 3.31	28規則66
	平成29. 3.31	28規則66	平成30. 1.25	29規則20
	令和元.12.19	元規則35	令和4. 3.17	3規則40

(設置)

第1条 本学に、国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 会館は、その建物、設備を外国人研究者、外国人留学生及び日本人学生の居住の用に供し、もって本学が推進する諸外国との研究・教育上の国際交流に寄与することを目的とする。

(職員)

第3条 会館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) その他の職員

(館長)

第4条 館長は、学長をもって充てる。

2 館長は、会館の業務を掌理する。

(入居資格)

第5条 会館に入居することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学に在学する外国人留学生（入学予定者を含む。）及びその家族（配偶者及び子供に限る。以下同じ。）
- (2) 本学に在学する日本人学生（入学予定者を含む。）
- (3) 本学において一時的に研究・教育に従事するために外国から渡日する外国人研究者及びその家族
- (4) 国の機関、他の国立大学又はこれに準ずる機関において研究・教育に従事する外国人研究者及びその家族
- (5) その他館長が適当と認める者

(居住期間)

第6条 会館に居住することのできる期間は、別に定めるもののほか、1年以内とする。ただし、前条第2号に規定する者にあつては、2年以内とする。

(入居申請)

第7条 会館に入居を希望する者は、別に定めるところにより、入居申請書類を館

長に申請し、許可を得なければならない。

(入居者の選考)

第8条 館長は、前条の申請があったときは、選考のうえ入居を許可する。

(入居手続)

第9条 入居の手続きについては、別に定める。

(使用料等)

第10条 入居を許可された者(以下「入居者」という。)は、別に定めるところにより、外国人研究者にあっては使用料を、外国人留学生及び日本人学生にあっては寄宿料を、毎月その月の分を月末までに納付しなければならない。

2 既納の使用料又は寄宿料は、還付しない。

3 入居者は、使用料又は寄宿料のほか、別に定めるところにより、光熱水料その他必要な経費を負担しなければならない。

4 外国人留学生及び日本人学生の寄宿料のうち、入居許可日又は退去許可日の属する月において、入居許可期間が1月に満たない当該月の寄宿料の額は、別に定める。

5 前項の規定にかかわらず、入居許可期間が4月に満たない外国人留学生及び日本人学生の寄宿料のうち、入居許可日又は退去許可日の属する月において、入居許可期間が1月に満たない当該月の寄宿料の額は、日割りにより計算した額とする。

6 外国人研究者の使用料のうち、入居許可日又は退去許可日の属する月において、入居許可期間が1月に満たない当該月の使用料の額は、日割りにより計算した額とする。

(使用上の注意)

第11条 入居者は、会館の施設・設備を正常な状態に保全することに留意しなければならない。

(賠償義務)

第12条 入居者が故意又は重大な過失により、施設・設備を滅失し又は損傷したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(許可の取消)

第13条 館長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る入居の許可を取り消すことができる。

(1) 第5条に定める入居資格を失ったとき

(2) 第10条に定める使用料等を納付しないとき

(3) 前条に定める義務を履行しないとき

(4) その他会館に関する諸規則に違反する等会館の管理運営に重大な支障を与え

たとき、又は与えるおそれのあるとき

2 前項の規定により許可を取り消された者は、2週間以内に家族とともに私物を引き払い退去しなければならない。

3 第1項の規定により許可を取り消された場合に入居者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。

(退去手続)

第14条 入居者が会館を退去するときは、別に定めるところにより、退去届けを館長に提出しなければならない。

(事務)

第15条 会館の事務は、学務部留学・国際交流課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の適用日前に、埼玉大学国際交流会館規程の適用を受けて許可された者については、この規程の適用を受けて許可されたものとみなす。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則90)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 6. 8 18規則113)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18.11. 9 18規則132)

この規程は、平成18年11月9日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20.10.23 20規則105)

この規則は、平成20年10月23日から施行する。

附 則 (平成21. 3.26 21規則10)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21. 6.26 21規則30)

この規則は、平成21年6月26日から施行する。

附 則 (平成24. 9.28 24規則34)

この規則は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24.11.30 24規則51)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成29. 3. 31 28規則66）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 1. 25 29規則20）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元. 12. 19 元規則35）

この規則は、令和元年12月19日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。